一四四　高病原性鳥インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

一四五　第三次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

一四六　広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

一四七　トリブバン国際空港近代化計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

一四八　ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

一四九　母子保健施設医療機材・給排水設備改善計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　三

一五〇　円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の二の書簡の交換に関する件　一六　四

一五一　ブルンジ共和国における「ブルンジ帰還民社会・経済再統合計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　一七　三

一五二　円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二

一五三　モラ橋護岸計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二

一五四　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一八　三

一五五　一五六　フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　二

一五七　イサベラ州小水力発電計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二

一五八　イフガオ州小水力発電計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二

一五九　公共放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二

一六〇　円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の四の書簡の交換に関する件　二三　三

一六一　タボラ州水供給計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　一

一六二　高速道路・道路交通情報提供システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二

一六三　浚渫船建造計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二

一六四　一六五　スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二

一六六　債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二

一六七　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二五　二

一〇六　**○財　務　省**　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　三〇　四

一〇七　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一　三

一〇八　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一　三

一〇九　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき、財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件　一　三

一一〇　平成二十五年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　一　三

一一一　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　二　三

一一二　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　五特7　一

一一三　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　五特7　二

一一四　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　八　二

一一五―八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　二